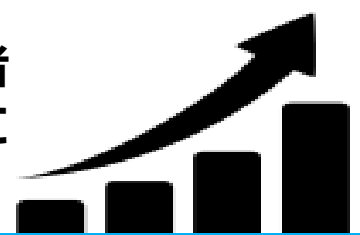


物価高騰等の影響を受けている市内中小事業者を対象に、生産性の向上に資する設備投資等に必要な経費の一部を補助します。



## 福山市生産性向上設備等導入支援事業補助金

### 対象事業者

○福山市内に事業所を有する中小企業者

※詳細については、裏面をご参照ください

### 補助対象事業

○生産性向上に資する設備投資等

- ・事業計画書において、設備投資による効果について、数値等の客観的に判断できる指標等を用いて説明していただく必要があります。
- ・同一年度において、国、県、市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度（補助金等）から補助を受けているものは対象外です。

#### 【事業例】

- ・金属加工設備の導入による加工業務の内製化
- ・POSレジの導入によるレジ業務・売上管理の効率化
- ・二次元コードを使った在庫管理の効率化
- ・センサー導入による検品業務の効率化
- ・顧客管理システムの導入による顧客ニーズ・購買傾向分析の効率化
- ・配車管理システムによる配車の効率化
- ・エコタイヤの導入による輸送コストの削減 など

※一部対象外となる設備があります。詳細は申請ガイドをご確認ください。

### 補助率・上限額

補助率：補助対象経費の2/3 補助上限額：60万円

### 申請期間

2024年（令和6年）3月15日（金）～6月14日（金）

### お問い合わせ先

福山市生産性向上設備等導入支援事業補助金 事務局

所在地：福山市西町二丁目10-1 福山商工会議所7F

電話：050-5482-6043

※月～金 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

# 対象事業者

## 【補助対象者】

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者並びに中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第2号の規定に該当する中小企業者で、次に掲げる条件を全て満たす者とします。ただし、みなし大企業は除きます。

- ア 福山市内に事業所を有すること
- イ 生産性向上に資する取組を実施すること
- ウ 代表者及び従業員等が、次のいずれにも該当しないこと
  - (ア) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であること
  - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること
- エ 社会通念上適切でないと判断される事業を行っていないこと
- オ 福山市に納付すべき市税の滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意すること
- カ 申請日において現に事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること

## 申請・報告について

申請

「福山市生産性向上設備等導入支援事業補助金交付要綱」及び「申請ガイド」をご確認のうえ、必要書類を添えて申請してください。

実施

申請した内容に沿って、対象期間内に事業を実施してください。  
【対象期間】 交付決定日～2024年（令和6年）12月31日（火）

報告

事業完了後、30日以内に報告してください。

○申請は1事業者につき1回限りです。また、申請についての詳細は、申請ガイドを十分にご確認ください。

○申請書及び報告書等の様式については、福山市ホームページからダウンロードすることにより入手可能です。なお、ホームページからの入手が困難な場合は、次の各窓口にて配布しています。

- ・事務局（福山商工会議所7階）
- ・福山市産業振興課（市役所本庁舎9階）
- ・最寄りの各支所

また、申請・報告については電子申請システムでも可能です。



市HPはこちら



電子申請はこちら

## お問い合わせ先

### 福山市生産性向上設備等導入支援事業補助金 事務局

所在地：福山市西町二丁目10-1 福山商工会議所7F

電話：050-5482-6043

※月～金 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）